

平成 27 年度第 1 回練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 平成 27 年 7 月 29 日 (水) 午後 2 時 ~ 4 時  
会 場 本庁舎 20 階 交流会場  
出 席 者 会長 (区長) 委員 26 名 (うち代理出席 2 名) 欠席委員 9 名  
幹事 1 名 書記 1 名 (代理出席) 事務局 4 名  
公開の可否 可  
傍 聴 者 0 名

1 開会 . . . . . 青少年課長

2 委嘱状交付

新委員 (区職員を除く) に区長から委嘱状を交付した。

3 会長挨拶

最近 10 年間の練馬区の少年非行の状況を見ますと、ピークは平成 17 年で 713 件であります。これが昨年を見ますと、平成 26 年は 315 件で半分以上に減少しています。これは、皆様方をはじめとする区民の皆様のお力添えの賜物と、心から感謝を申し上げます。

しかしながら、そうは言っても一昨年に区内の小学生が下校時に切り付けられる事件が起きたり、本年 6 月には小学校に子どもに危害を加えるといった脅迫電話があったりと、子どもたちが犯罪に巻き込まれる、あるいは子どもたちが犯罪に巻き込まれる危険がある事件が発生しています。また、今年に入って、区内だけではなく他県においてはいじめを原因とした殺人事件や自殺が発生しています。子どもの健全育成、中でも子どもの安全・安心の確保、それからいじめの根絶、これは区政の大きな課題の一つであります。そのため、教育委員会を中心として、全力で取り組んでいます。

当協議会においても、練馬区青少年育成活動方針あるいは子ども用の安全・安心マニュアルの作成・啓発活動を通じて、健全育成にご尽力をいただいております、委員の皆様には、今年度の協議会におきましても、ぜひそれぞれのお立場から活発にご議論をいただきたいと思っております。

また、今年 1 月に開催したこの協議会では、新たな区政運営の羅針盤とする「みどりの風吹くまちビジョン」についても、活発なご意見をいただいたと伺っております。6 月にはこのビジョンに基づく「アクションプラン」も策定し、発表いたしました。これからこの協議会では、このビジョンも踏まえて、ぜひ皆様方に活発な議論をいただいて、子どもの健全育成に向けてさらに歩を進めていきたいと考えております。どうぞお力添えのほどをよろしくお願い申し上げます。

#### 4 委員（および事務局職員）の紹介

#### 5 議題

（議長）

議題の(1)から審議に入ります。事務局から説明してください。

（事務局）

平成 28 年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定についてです。

本日、参考資料といたしまして、昨年度の青少年問題協議会で決定いただきました、平成 27 年度練馬区青少年育成活動方針をお配りさせていただいております。

この活動方針の策定につきましては、本日、この協議会でこれからご議論いただきます。その内容につきまして下部機関の青少年対策連絡会に内容をまとめて諮問させていただき、それを受けまして、対策連絡会では、諮問内容に基づき個別具体的な検討を行った上で、活動方針（案）を協議会へ答申いたします。この答申について本年度 2 回目の本協議会でご審議の上、区に意見具申いただきます。

育成活動方針は、広く周知を図るため小・中学校の全保護者および青少年の育成に関する指導にあたる青少年育成地区委員会委員や青少年委員などの皆様に配付しています。それから、平成 22 年度からは子どもが小さい頃からの教育や地域との連携強化を目的として、区内保育園・幼稚園の全保護者および町会等にも配付しております。

育成活動方針の活用方法については、配付の際には各学校における年度当初の保護者会等において、出来る限り説明を加えながら、小・中学校の全保護者の皆様に直接配付してもらうよう学校にご協力をお願いしています。また、青少年育成地区委員会や青少年委員会においては、学習会・勉強会などを設け、委員の皆様への周知理解と地域活動に生かしてもらうよう活用を求めています。

（議長）

ここで、平成 28 年度青少年育成活動方針（案）の策定にあたりましてご意見をいただきます。平成 27 年度青少年育成活動方針をご覧になって気になる点や、青少年健全育成という観点から参考となるご意見をお願いいたします。

（委員）

私ども青少年育成地区委員会では、年度当初の総会でこの育成活動方針について区の説明を受けました。特に平成 27 年度版では今までの文言が簡潔になり見やすくなった、また文章等も整理されてきたという印象を受けます。育成地区委員会の活動において、特に 1 ページの 2 「青少年の社会参加の機会を増やそう」ということで、地域の中で、青少年が参加したくなるような行事を工夫して行っています。家庭では親子で一緒に出かけたり参加したりする機会があまりないのではということ、バスを利用して潮干狩りなどを親子

が参加する行事として行っています。そのバスの中では育成地区委員会の活動について説明しています。例として、青少年育成第二地区委員会には3つの小学校があります。地域で学校や学年が異なっても、まちや別の行事で会った際には潮干狩りのバスの中で顔をあわせたことを思い出して挨拶をお互いにするよう呼びかけています。また、お互い顔見知りになって、地域の子ども同士、また親同士が親子の絆を育んでほしいと説明をしています。「きれいなまちをつくろうデー」という行事にも親子で参加していただきました。小さい子どもや小学生が対象の行事で、小さい子どもたちは道路のごみを自分たちで拾ってビニール袋に入れて、事務局に持って帰ります。その間に大人が見たのではわからない目線で小さなゴミも集めてくれました。それぞれこうした活動を通して、大人たちや子どもたち自身に自分の住んでいるまちをきれいにしようという気持ちが湧いてきていると感じました。終わった後に保護者に取ったアンケートには、2時間の活動の中親子で会話をしたり、子どもたちに道路にはこんなにごみがあったということを感じてもらったりといったことが書かれていました。実際に活動する上ではこの育成活動方針に基づいて、育成地区委員会そのものは全部で17地区あり、2,000人以上の委員が参加して活動しています。ご参考にしていただければと思います。5ページには、青少年育成地区委員会、青少年委員会、子どもが関係する事業の宣伝があります。子どもから保護者まで見てもらえるように、考えて作っています。

(議長)

ありがとうございます。

ここで、作成の面について簡単に説明します。

表紙の子どもの絵は毎年変えています。中を開いた1・2ページに4つの目標を載せてあります。子どもたちが見てもわかるように、チェックリストにしてあります。育成活動方針の「青少年」とは、主に小学生・中学生・高校生を対象としています。4ページには保護者等が連絡できるような電話番号を載せてあります。

小中学校関係ということで、小P連の方はご意見はありませんか。

(委員)

以前育成活動方針をいただいて、カラフルでどんどんきれいになっていくと感じていました。ただ最近の親は字を読まないの、字が多いとなかなかとつきにくいという声が、どうしても家庭から拳がってきてしまっていると聞いています。せっかく育成活動方針を渡されても、右から左に流してしまう人が多いので、解決策はなかなか浮かばないですが、もっと目を通してもらえるような形にしていく必要があるのではないかと感じております。

(議長)

ありがとうございます。学校の保護者からの直接の意見でした。

中学校の学校側からの意見はいかがでしょうか。

(委員)

私は練馬区に赴任して10年目になりますが、この育成活動方針がかなり変わったという印象をまず持っています。今改めて目にしたときに、学校で問題となっていることが随分と具体的に取り上げられていて、確かに文字が多いという意見がありましたが、学校として考えたときに、例えば、3ページの「スマホの向こうは危険がいっぱい!」という点は今どの学校でも課題となっていると思います。それから、万引きや窃盗といった犯罪、あるいは性に関する問題、危険ドラッグなど、やはりどうしても訴えたいことがたくさん載っているということについて安心感を持ちますので、ぜひとも継続してほしいと思います。

また、川崎の事件を含めたいろいろな少年非行・問題行動等で問題となっていることについては、学校に限らず、いろんなところが情報をお互いに提供し合えるような何か一言が、さらにワンプッシュあるといいのではと思いました。

(議長)

ありがとうございます。それでは、高校の話も聞いてみたいと思います。

(委員)

4月に大泉桜高等学校に赴任してきまして、この育成活動方針を見る機会があり、大変よく考えられて作られているという印象を持ちました。連絡先等もいろいろ書いてあり、工夫されていると思いました。3ページの「だいじょうぶですか?」の部分は、高校生も非常に関わりのあるところで、やはりSNSやスマホがらみの生活指導が非常に多く、一昨年の「バカッター」がさんざん騒がれましたけれども、あの頃よりも増して深刻な感じになっています。高校の方でもいろいろな講演会の中でこの問題を取り上げ、先日も専門家の方に来てもらって話をさせていただいたのですが、この危険性について高校生はなかなか理解しておらず、軽い気持ちで自分の写真や固有名詞などを載せてしまうということがあります。限られた人間の中だけでやってやっていますが、その中に拡散する者がいると、いくら自分の仲間内だけでやっていても、あっという間に広がってしまうということがあって非常に危険であると、繰り返し言っています。

また、虐待ですが、あからさまに殴ったり蹴ったりして傷跡が残るような虐待は、高校生の場合そんなに多くないですが、ネグレクトと言いますか、一週間家出をしても全く親が関心を持たないといったことや、食事を一切作らないといったことが、本校の場合でも結構見られてきています。あとは、危険ドラッグについては、脱法ドラッグと言っていた頃から高校生に蔓延するのではないだろうかとずっと心配してきていたのですが、思った以上に広まっていないという印象で、今の高校生は喫煙で指導されるケースも10年、20年前に比べればかなり減っています。社会全体がもう喫煙に関して厳しくなると同時に、高校生も喫煙で指導するケースがほとんどなくなっていて、昔は1日に3回とか、学校の裏や自転車置き場、登下校中などあちこちで指導していましたし、危険ドラッグではないですがシンナーやトルエンをやっている者が学校に売りに来たり、駅前で売っていたりし

て、それを高校生が買うといったことも珍しいことではなかったのですが、今はそういったことがほとんどありません。喫煙やシンナー、トルエンといったこともあまり耳にしなくなってきました。その反面、やはりLINEやTwitterといったものがすごく広まっていて、ケータイやスマホを手放せないといったことが見られます。ケータイやスマホを家に忘れてくると、一日中ずっといらいらしているというか不安そうになっているとか、中毒状態なんですか。

こういった高校でも問題となっていることが述べられていて、わかりやすいということが印象に残っています。

(議長)

確かに青少年と言いましても、小学生、中学生と高校生ではずいぶん違うように今感じました。今、子どもたちも健康指導でタバコは吸わない、危険ドラッグはやらない、かたや情報化社会で情報に乗り遅れるわけにはいかないと、子どもたちが随分進化しているといった状況にも追いついていかなければいけないと思っております。

以上、学校からいろいろな意見をいただきました。みなさん、これについて意見ございますでしょうか。

(委員)

みなさんの意見を聞いて思ったのですが、こういった紙ベースのものをいただいてあっても、しまいこんだり棚に入れてしまったりということになってしまいうんです。今の子どもものSNSなど情報の取り方が加速して、ケータイがないとやっぱり落ち着かないとなっているので、それを利用してこちらからSNSなど情報としてケータイから見られる、育成地区委員会や青少年館の活動についてはQRコードを付けていただいて、それを見ればどんな活動が行われているのかという情報がもらえる、いいことをたくさん情報を出せれるような作りをしていけば、ケータイを持っていてもちょっと見てみようかな、いい情報をもらって、ボランティアについてもここではこういうボランティアを募集していますとか、こういうことにみなさん参加できますよとかをケータイの情報からもらえると、もっともっと関心の度合いも違うでしょうし、そういった情報ももらえるようなQRコードを作って付けていただければ、今の時代に合っているのかなと思います。

(事務局)

この育成活動方針は約8万部作成いたしまして、区立小中学校、保育園、幼稚園の全ての保護者の皆様にお届けさせていただいております。それから、都立高校、私立高校にも参考に送らせていただいております。それから、今お話しがありましたとおり、紙ベースで作成しておりますけれども、区のHPで全く同じカラーで印刷できる内容を掲載をさせていただいております。各学校、また各団体にはお配りしている部数で不足した場合には、区のHPの活用についてもお願いをしているところでございます。それから、今委員から

QRコードについてお話がございましたが、4ページを見ていただきますと、インターネットやひきこもりについては掲載させていただいていますが、これについてこれからまたどういふふうに拡充していけるかということについては、事務局の方でまた改めて検討していきたいと思ひます。

(委員)

私が今一番練馬で問題だと思ひていることは、小学校の不登校が練馬区が東京都でトップであることです。過去に5年以上続ひて、毎年トップです。それで、中学校もベスト3から5番目には毎年入っています。この問題に対して、やはり青少年の問題は不登校の問題と考へます。学校を舞台に子どもたちは一番活動しますから。不登校の問題というのひ、私は議員で議会でもこの問題を取り上げさせていただいたのですけれども、教育長のお話ですと、ご意見としては子どもたちは今学校へ行きたくなかつたら行かなければいい、次の世代の時に、また思ひきった時に行けるよひになればいいんだといった答弁しか聞けませんでした。ただ今の教育長も10年くらい学校教育部から続ひてこの練馬の教育に携わつてらっしゃいます。そういう意味から言うと、毎年この練馬区がこの上位ランク、まして東京23区だけでなく東京都全体で小学校など不登校トップを取っているのですから、これはやはり大きな問題です。練馬区としてしっかり考へていく必要があるのではないかと思ひのですが。

(幹事)

不登校の状況で今お話がございましたが、練馬区平成25年度の統計が東京都でも公表されておひまして、練馬区は子どもの数が非常に多い自治体でござひまして、子どもの数が小学生が32,840人、そのうち不登校の数が149人ということで、今委員がお話しされたとおり、不登校の数だけ取りますと23区の中では小学校は3番目に多いということになります。しかし、児童の総数が非常に多いため、不登校が発生している割合につきましては、出現率と申しますけれども、23区の中でも小学校は中位、中学校につきましては不登校が少ない方から数えて23区の中で7番目ということになります。確かに不登校が発生している子どもの数は多いのですが、ただ元々の母数、生徒・児童の数が非常に多いため、数字だけ見てみますと確かに多いという印象は取られてしまうということがござひます。

不登校に関しまして、今様々な対策を講じておひまして、今年度はスクールソーシャルワーク事業と申しまして、これまでは学校の教職員が中心となつて不登校対策を行つておひしましたが、今は教職員だけではなくスクールソーシャルワーカーを各学校に訪問させて各学校の状況をつかみ、スクールソーシャルワーカーが家庭に引きこもっているそうしたお子さんたちに対して様々な関係諸機関と連携して子どもたちが少しでも学校に行きたいと思へるよひな気持ちになるよひに、また、学校まで行くことはできないけれども適応指導教室等には行くことができるよひにと、そういった働きかけを今進めているところでござひます。

(議長)

人数が多いと、子どもの不登校も多くなると思います。150名近くなので、結構多いと思います。育成活動方針には不登校についてはあまり書いてなかったかもしれません。この件に関して、改善策の提案がありましたら、ぜひいただきたいと思います。ぜひ子どものために改善したいと思います。主に小学校が多いようです。問題も多分多いと思いますけれども、いかがですか。何か意見や、こんなことをしたらいいのではないかなど、あるいはこの中で一部4ページに不登校、いじめなどについて書いてございますが、これだけではなく何か意見がございましたらお願いします。

(委員)

小学校の場合、お子さんが放課後は学童クラブに行きますが、区の管轄から言いますと、学校の教育は教育委員会ですが、この学童クラブなどは子ども関係の福祉の方になってます。こういった区の行政の分担にも、私は少し問題があるのではないかと考えています。それから、学校の校門を出たら、学校にはもう子どもについて責任がないといったようなことをはっきり言われたことが私もあります。この問題は、やはり子どもを守るという観点から言えば、区全体で進めていかなければいけないものです。そういったところからいじめの問題ももっとしっかり監視するなど、不登校については特に、周りで学校に行ったら楽しいというばかりで、授業も楽しくないような感じがあるなら、区全体で子どもを盛り立てていく必要があるのではないかなと思います。やはり行政の方が福祉と教育とが、私が議会から見てますと、意外と管轄がはっきりと分かれているようです。我々の責任です。学校の先生は身分が東京都の職員です。区の職員とのギャップがありますし、そういうところで子ども全体の立場からもっとしっかり見ていく必要があるのではないかと考えています。

(事務局)

ただいまの話でございますが、学童クラブや保育園は管轄が厚生労働省で根拠法令が児童福祉法にあります。学校は幼稚園を含めて学校教育法ですので、管轄が文部科学省です。これが今までの行政のスタイルですけれども、私どもはそれを何とか脱却して、子どもという客体はいつになっても子どもなわけですから、平成24年4月から子どもの福祉担当を教育委員会に移管をして、すでに3年経ちました。そういうことで、子どもについては児童福祉の主管の保育園、学童クラブも、小中学校、幼稚園も、一括して管轄が教育委員会になりました。

そういった意味では取組は進んできていますし、連携も深まってきていると思います。こういう取組は、私も平成24年の組織改正のときに改正する側で担当として関わったのですが、全国約1,750ぐらいある区市町村の中で、教育委員会が児童福祉の管轄をやっていたのは、3、4年前の話で恐縮ですが、数えるほどでございます。非常に少ないです。ほとんどが教育委員会は学校だけで、福祉は福祉。保育園と幼稚園、保育園と学童ク

ラブと部署が分かれていて、あの当時でも今でも非常に珍しいんですけれども、足立区、新潟県長岡市、そのくらいしか管轄が同じところはありませんでした。その頃からもう3年経っていますので、増えてきているとは思いますが、そういった意味では教育委員会の中に児童福祉の所管があるというのは、極めて珍しいと、これはぜひご理解をいただきたいと思っております。どうしても子どもがある時間になったら自分に責任がある子どもではなくなる、これは私としても問題であると思えますし、それをなんとか客体としての子どもの一つの考え方で育成していく必要があると思っているところです。ですので、今回の青少年問題協議会についても、教育委員会が所管しているところは、調べたことはないですけれども、そんなにはないのではないかとということで、私どもとしてはぜひ充実した青少年の育成を連携して図っていきたいと思っております。

(議長)

いかがでしょう。他に意見はございませんか。

(委員)

不登校にしても、福祉と教育委員会にしても、一番のもとはどこかと言いますと、真っ白に生まれた純粋な子どもが変わってしまうということです。生んで寝かせて、面倒を見て育ててきても、その親が腰が据わっていなかったら、学校がいくらやっても学童クラブがやっても、子どもが学校に出てくる意欲はなくなるでしょう。プロフェッショナルとして、学校の先生は命をかけてやっています。命がけで子どもを生んだのに、親の都合が主体となってきてしまっています。因果関係はそこにあると思えます。ですから、今の事務局のお答えで教育委員会の中でやっていくという発言を頼もしいと思っております。そういう風に一本化されていくのがよいと思えます。

親御さんを正すというか、文字が多くて利用するのに躊躇するという意見がありましたけれども、文字を読めないんじゃないかと、読まないのです。そういうところに私どもは挑戦していく姿勢でやっていく必要があります。あいさつ運動など、「あいさつは日常会話の第一声」ですが、そういうところを私ども大人がきちんとできているのかということも大切です。一所懸命話をしてもこれは砂上の楼閣です。私どもももっとどっかり腰を据えて、親御さんが命がけで生んだ子どもについて考えなければなりません。

子どもが校門の中に入れば学校の子で、校門を出れば学校の子ではありません。40人の児童を預かっていて、校内ではいちいち配慮はしますけれども、校内を出た後はそこまで責任を取りきれないです。それこそ近所の目、年寄りにしろ、見守る目が大切です。私はそういうことをやっていますけれども、年寄りをもっともっと若い者のすき間を埋めて、私ども年寄り「動く図書館である」というくらいの意思や社会をもって、活動をしていく必要があります。動く図書館なんです。私はそう思っております。



(委員)

不登校の原因そのものは非常に様々なものがあると思います。医療につなげた方がいいであろうというようなことを原因とした不登校もあるでしょうし、本当にいろいろなことを危惧することから、ちょっとした言葉がもとで子どもや先生から言われた一言で心的な要因のもとに行けなくなることもあるでしょうし、要因はすごく色々だと思います。ですので、不登校を減らしていくための策は、さあどうしたらいいだろうとなったときに、やはり社会教育的なところも必要ですし、学校教育のところでの細かな連携は必要でしょう。また、先程幹事の方からSSW(スクールソーシャルワーカー)を入れていくという話もございましたから、SSWの方に家庭訪問してもらおうとか、またそこから福祉へ繋げてもらうといった方法もあります。また、学校の中にスクールカウンセラーが入っているんじゃないかと思うのですけれども、先生方を通して、またスクールカウンセラーを通して、練馬区にも教育相談の場所があると思いますので、そちらに情報をよせていただいて、そこで教育相談にかかる子どもの心のケアをしてもらったり、親御さんの方も相談にかかるということもあるかと思います。

子どもが学校に行けないということには親御さんもやはり心を痛めているので、親の方のケアもしていかなければならないでしょう。そういう意味では、学校がSSWなどの力を借りたり、スクールカウンセラーの力を借りたりしながら教育相談に繋げていく方法があります。それから、適応指導教室について、幹事の方からお話がありましたけれども、そういった方との連携も深めていくと同時に、親御さんが悩んだときに比較的気楽に子ども家庭支援センターなどへ相談をして駆け込めるような、そういったサイドの方の連携も必要でしょう。簡単にぱっと少なくするということはできないと思いますが、いろんな方法で迫っていかねばならないと思います。少なくともSSWが入っていったり、また新たな策も講じられているのでそのところをうまく連携をしてやっていけたらよいでしょう。

じゃあ本当に困ったときにどうしたらいいんだろうというようなことですが、育成活動方針が親御さんに配られるので、こういうところに困ったときに気楽に相談したらということが4ページにもいろいろ書いてあるんですけれども、もう少し気楽にこんなことで困ったらここにということをわかりやすく載せてあげると比較的身近なものとなるかと思います。柔らかなイラストを入れてみるとか、1から3ページはイラストもあって和やかで大変見やすいのですが、4ページにいくと固い感じがしてちょっと怖い感じがするので、ここのところをもう少し不登校にも関連付けるような項目を起こして見やすくして、相談の窓口的なものを紹介しておくとか、こちらの会合としては繋がっていくのかなといった考えを持ちました。

(事務局)

ありがとうございました。平成27年度版でこの4ページについて前年度版から直した部分についてお話しいたしますと、中段の「生活に困った時の相談窓口」として総合福祉事

務所の連絡先を新たに平成 27 年度版から掲載をさせていただきました。見ていただいたとおり、連絡先等が多くございます。このページを見開きの一番端の方にレイアウトいたしまして、このページだけを切り取って持ち歩くこともできるように工夫をさせていただいております。紙面の都合上、イラスト等を入れるまで工夫できていないということにつきましては、今後の課題とさせていただきたいと思います。内容についても今までいただきましたご意見を参考にさせていただきながら検討してまいります。

(議長)

いろいろと考えて作られております。もう一つ考える点としては、育成活動方針の使い方についてです。これをいかに子どもたち、親たちに使ってもらえるようにしていくかということももう一つの考える必要があるかと思えます。

時間になりましたので、事務局で一度まとめていただけますか。

(事務局)

ただ今様々いただきましたご意見につきましては、事務局でしっかりとまとめさせていただきます。その上で青少年対策連絡会にお伝えをし、平成 28 年度青少年育成活動方針を検討するための大事な柱にさせていただければと思います。

(議長)

事務局お願いいたします。

では、本日のご意見を踏まえて、平成 28 年度青少年育成活動方針の素案を青少年対策連絡会で作成していただきたいと思います。よろしければ、拍手でご承認いただければと思います。よろしいでしょうか。

拍手、承認

(議長)

それでは、議題の(2)報告事項に入ります。 の平成 27 年度練馬区青少年育成活動方針の活用方法アンケート調査結果、 の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」およびこども家庭部青少年課所管事業について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

資料 2 平成 27 年度練馬区青少年育成活動方針の活用方法アンケート調査結果について、

資料 3 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について

資料 4・5 こども家庭部青少年課所管事業(平成 26 年度実績および平成 27 年度計画)

について

以上の資料について説明

(議長)

以上の事務局からの報告事項について、何か質問はございますか。

(委員)

小学校・中学校で、アンケートの結果の両方に児童・生徒とありますが、どちらかに統一した方が良いのではないのでしょうか。小学校には生徒はいないと思います。

(事務局)

表記については検討いたします。

(議長)

続きまして、議題(3)その他に入ります。 の子ども防犯ハンドブックの寄付受領について、事務局から説明してください。

(事務局)

資料6・7 子ども防犯ハンドブック「こんなときどうしよう？」の寄付受領についての説明

(議長)

中身を見ると大変素晴らしいものですが、先程小学校の方からお話がありましたが、読まない、見ないという保護者がいます。子ども向けにいいパンフレットになってるので、活用を一つお願いいたします。配付だけではなく、読み合わせをするなど、小学校の方でも工夫していただきたいと思います。

何か質問はございますでしょうか。

(委員)

低学年に配付する方の表紙に、漢字のみで書いてありますが、1年生に配るのでしたら、表紙に平仮名で書いてないと読めないと思います。表紙を見ただけではどちらが低学年用か高学年用かわからなかったです。この点について少しお考えいただいたらいかがでしょうか。

(議長)

そうですね。この辺を子どものためにもう少し低学年寄りにした方がいいかもしれませんね。検討させていただきます。よろしく願いいたします。

その他、ございますでしょうか。非常にいい資料だと私も思っていますけれども。

(委員)

これはとてもいい資料だと思いますけれども、子どもたちには配るだけなのでしょうか。それとも、学校でそれなりの説明をして配ってらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

子ども防犯ハンドブックを配付する際には、例えば、各学校に学校の授業などで活用いただくとか、またはご家庭で保護者の方と読んでいただけるようにということで、お願いの文書を添えて送らせていただいております。各学校でそれぞれの事情に合わせて活用いただけるように考えております。

それから、先程いただきました低学年向けに読みやすいようにという点については、またもう一度漢字の読み方等をよく確認いたしまして、読みやすい内容にできるよう努めてまいりたいと考えております。

(委員)

それから、もう一つよろしいでしょうか。

一番最後のページに、『助けて』と言って、ここに、にげよう！』とありまして、ひまわり 110 番やこども 110 番などがいろいろ載っていますけれども、どうもこのこども 110 番というこのカンガルーの絵の表示板などは、私の家の近所にも貼ってありますが、そこはお年寄りが二人で暮らしてるようなご家庭で、そこへ子どもが逃げ込めるような場所とは思えないのです。ですので、ちょっとこれも非常に形骸化してるのではないかという印象があります。一度貼ったら貼りっぱなしのような気がしますが、その辺の見直しなどはいかがなんでしょうか。

(事務局)

ひまわり 110 番ということで、区に表示に統一を図っているところでございまして、区内全体で約 5,300 か所ございます。それで、今お話しがありましたとおり、それぞれひまわり 110 番を引き受けた際の状況から変化している場合があります。そのために、区では、毎年 1 回は必ず状況について調査をしております。主に小学校 P T A がこの事業を実施しておりますので、各小学校の P T A を通じて状況の調査をお願いしています。また、実際に利用できるようにということで、小学校 P T A 連合協議会が中心となって駆け込み訓練なども実施をしています。今お話しがありましたとおり、このひまわり 110 番がより有効なものとなるように、区としても引き続き進めてまいりたいと考えております。

それから、この「こんなとき、どうしよう？」の冊子ですけれども、平成 10 年にはじめて作成しました。当初は、この大きさの倍の大きさでしたが、昨年度全面改訂を行いました。この形に改訂させていただきました。その際に、全ての小学生に渡すよう小学校全学年に配付を行いました。さらにより有効となるものに改善してまいりたいと思います。

(委員)

この寄付の受領によってこのブックができたということになるんですが、この保存版というのは冊数がどのくらいで、保存版ですと今後の冊子というか、その形はどうなるのでしょうか。

(事務局)

子ども防犯ハンドブックは、小学校1年生になる時に全児童分約6,000名分程印刷いたします。それから、3年間ずつ保管していただくような形になりまして、4年生になる時点で、4～6年生用を配付します。毎年作成するのは合わせて12,000部くらいとなります。昨年度については先程申し上げましたとおり、全面改訂いたしましたので、小学校1年生から6年生の全てにお渡ししております。ですから、今年度からは新たに小学校に入学された方、それから4年生になった方にお渡ししていくというような形で継続してまいりたいと考えています。

(委員)

保存版ですと小冊子なのでやはり本の中に入り込んでなかなか目につかないので、1年ごとになにかしら新しいというわけではないですけれども、事件が起きてしまうときにやはり何か欠けていたものがあったというときに、自分のことになっていかないことへ準備態勢が必要です。私も子どもを育てていて思うのですけれども、自分の子に限ってとか、うちの子どもにはありえないとか、地域ではありえないとかなりがちなので、保存版としながらも時折的にいろんなニュースや事件があったときに、このハンドブックを少し話題に乗せるとしたら、文書としては1か2の選択制であれば、どちらかだとわかりませんが、じゃあ具体的にはどうすればいいのかというときに、ハンドブックの下部に家庭ではとか地域ではといった内容が小さく書かれています。ここの所に本当は体験学習だったり、親御さんに意識を持ってもらって、「こういう人のときはいけないのよ」とか、子どもに知らない人であったとしてもやはり誰でも知らない人は危険な人だと教えてしまうのは、一部ではやはり問題となっておりますので、具体的な方法策だったりを載せていかないと考えます。ぜひ冊子として保存版とあるなら、そういった活用の仕方や、やはり具体的にそれぞれの立場の方たちでお使いいただけるような文章も少し付け加えられたらと思います。

(事務局)

このハンドブックの全面改訂にあたりましては、区の教育指導課からも助言をいただきながら作成をしたところでございます。今後もこのハンドブックを活用して授業等で活用を行っていただく中で、様々な対応や工夫についても助言をいただきながらよりよいものにしていきたいと考えています。

(議長)

だいぶ時間が経ちました。次へ進ませていただきたいと思います。

ここで、本日、東京少年鑑別所所長からいただきました資料について、所長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

(委員)

東京少年鑑別所長でございます。昨年、本協議会で、私ども少年鑑別所の根拠となる、少年鑑別所法が国会で成立しました、というご案内を多分この席でさせていただいたかと思えます。その法律が本年6月1日から施行されました。で、変わった点はいろいろありますけれども、本日は当協議会に関係ある点のみご紹介させていただきたいと思います。

従来の東京少年鑑別所の業務は非行があった少年を収容して、処遇をすること、そして心と体について詳しく調べ、立ち直るための処遇方針を提示すること、これを鑑別と言いますが、処遇をして鑑別をするというのが私どもの業務だったのですけれども、これに加えて、地域の非行犯罪防止のための援助をするという3つ目の業務が本来業務としてこの法律の中に位置づけられました。それに伴いまして、私どもではお手元に配付しましたリーフレット(東京法務少年支援センター)を作成しました。東京都には私ども東京少年鑑別所、八王子少年鑑別所と2か所ございますけれども、当所は練馬区にございますので、ぜひ皆様にはご活用いただきたいと思いますということで、この地域の非行防止のための私どもができることについてご案内をしたリーフレットでございます。

中を開けていただきますと、まずは子どものいろいろな問題で悩んでいらっしゃる保護者の方、あるいは本人自身が、いろいろと適応に困難を抱えていて困っているという方どなたでもこちらの方にお電話をかけていただき、お越しいただくこともできるのですが、そうしますと、臨床心理士など専門的な訓練を受けたスタッフが専門的な助言やあるいは心理検査等を無料で実施して支援することができる、というものでございます。

さらに、裏側を開けていただきますと、今日ここにお集まりのように地域の様々な機関が子どもたちの健全育成のために様々な活動をなさっています。多分そういった機関もそれぞれ研修したり、いろいろな活動をしたりしていると思うのですけれども、そういうときに、最近の犯罪の動向や非行少年の特徴、それからネットの犯罪の問題を具体的にもっと紹介してほしいというようなご依頼やご要望がありましたら、研修や法教育の授業に講師を派遣したり、あるいは地域のいろいろな相談ネットワークへ参画したりといった活動もさせていただくことができます。窓口は、地域非行防止調整官という新たなポスト、これは昨年度から設けておりますが、そういうポストがございますので、皆様のご要望に沿えるように対応いたします。何かございましたら、こちらの電話番号に気楽にご照会いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。我々の持っていないようないろいろなノウハウがあると思いま

す。ぜひ活用していきたいと思います。

それでは、河口教育長、ご挨拶をお願いしたいと思います。

(委員)

教育長の河口でございます。今日は本当にたくさんお集まりいただきまして、ありがとうございました。

青少年をめぐる環境というのは様々でありますし、問題や課題も多い、しかも毎年次々と新しいことが起きるといった状況の中で、大事なことは青少年に対して救いの手を差し伸べる存在がいろんな所にあることが大事なことだと思っております。今日お集まりいただいている皆様は、それぞれの立場で活動をされている、そして、青少年のために様々な活動を行っていただいていることが何よりも私は素晴らしいことだと思っております。

ただ、その役割の認識を一つに共有したり、情報を共有したり、また他の団体がこういう活動をしているからじゃあ自分たちはまた別の観点から、あるいはもっと充実をさせていこうという契機になるような、そういう場面がやはり必要だと思っております、そういう意味ではこの青少年問題協議会が認識・情報を共有する、またそれぞれの活動を充実させる機会になっていただければありがたいと思っております。

今日は育成活動方針のご審議をいただきましたし、また先程は「こんなとき、どうしよう？」という冊子をめぐっているいろいろなお話し合いをいただきました。また、さらに少年鑑別所長からのお話もいただきました。我々行政側も努力しますが、それぞれの活動をされている皆様方も情報を一つに共有して、これからさらに青少年の健全育成に向けたご協力・ご尽力をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。本日はまことにありがとうございました。

(議長)

ありがとうございます。だいぶ時間も押してきました。

その他何かございますか。

(委員)

このハンドブックなのですが、そこの部分に書いてありますけれども、危ない状態になったら大声や防犯ブザーだと、これは共通のことだと思うんですが、でなおかつ近くの大人に知らせるということなんですが、いきなりやられて大声を出せるかということ、これは生理的に不可能ということがもうわかっています。薄暗い所で、人がいる所で犯罪者というのは動かないわけですから、ましてや後ろからがと来られてですね、小学生・中学生は大人にやられたら「きゃー」という声も出ないですよ。この大声を出してというのは、一つの方法なのでしょうけれども、またこれに基づいて学校の先生は説明するのですが、心理学上これは考えて生理的に絶対無理ということが警察の方もいろんな実績があって報告してますし、私もそう思います。後ろから来られたら急に「きゃー」という声は出

せないと思うので、こういう場面でどういう方法があるかは知りませんが、心理学者や専門の方の意見を聞いて、大声を出せない場合が多分にありますので、各学校の先生方に工夫していただきたいなと思います。

それと、先程の保護司の方から意見があったんですが、こども 110 番のステッカーをあちこちに見るわけですが、そこに高齢者のご夫婦しかいない場合はどうなのかと、私も確かにそう思いますが、いかんせん今は共働き世帯が 1,100 万人を超えているわけです。シングルマザーも相当な数いて、3 組に 1 組が離婚というような状況を迎えている現状もありますし、何かあったときに共倒れになってしまったらこれは話になりません。どうなんでしょうか、この場合。よく私もわかりませんが、日常では 20 年、30 年前なら人口も今とは違って駆け込めばすぐ動けるご夫婦の方が商売をやっていたんですが、今は少子高齢化でそういう場合ではないので、はたして頼りになるのだろうかという気はいたします。

それと、質問があるのですが、いじめ問題で私はよくわからないのですが、青少年委員の方、保護司の方、警察の方、学校の方、一生懸命やっていまするのですが、人権擁護委員、それから学校の評議委員、各校ごとに 10 人近く小中合わせて評議委員の方がいらして、単にカリキュラムを検討しているだけではないと思うわけです。月 3、4 回行っているわけですから。そういう方が何をやっているかを、今大学院で問題にしていますが、動きが全く見えません。その人たちだけでやれとは言っていないのですが、その人たちは何のために学校に 3 回も 4 回も行っているのでしょうか。人権擁護委員の方が何のために選ばれているのか。人数は 10 人くらいですか。動けない方もいるんでしょうけれども、全くその人たちの活動が見えてこないです、申し訳ないのですが。それをこの場で時間があればお聞きしたいなと思います。

(事務局)

一つ目の、ハンドブックに関して、「大きな声で」というのが心理学的に不可能であるというご指摘がございました。ハンドブックの作成にあたりましては、警察署の方にも助言をいただきながら作成してございます。また、今後の改訂にあたりまして助言をいただきながら作成をしてみたいと考えております。さらには警察署の方から実際の状況についてのお話を伺いながら考えていきたいと思っております。

それから、ひまわり 110 番についてでございますけれども、昨年度豊玉東小学校におきまして、9 月に実際にひまわり 110 番の駆け込み訓練を 1 日かけて実施いたしました。今、ひまわり 110 番では、コンビニエンスストアなど、24 時間開いているお店等にひまわり 110 番を引き受けていただく事例が増えてございます。そういった対応可能な所にも地域で引き受けていただける事例を増やしながら、また、豊玉東小学校で行った駆け込み訓練なども検証しながら、より有効なひまわり 110 番の制度を行っていきたくて考えています。それで、訓練を行った際に、やはり保護者の方が不審者の役をするのですが、その中でもなかなかお子さんは声が出せないという反省点がございました。これはやはり日頃か



らお子さんが訓練を通してそういった危険に晒されたときに反射的に対応できるようなことを常日頃訓練する必要があるだろうということが、この訓練を通しての検証でわかったことでございます。

それから、申し訳ございません。最後の人権擁護委員関係は私どもの管轄ではないので、即答ができません。

(委員)

学校の方は来てるわけですか。そちらに少し伺いたいのですが。

(幹事)

今いろいろご意見いただきまして、ありがとうございました。こちらの「こんなとき、どうしよう?」につきましては、様々な事例を基に作成をし、また改善を重ねているところでございます。今お話しございましたとおり、大声を出して逃げるということについてなかなか大声が出せない、そうしたところから各学校で必ずセーフティ教室を実施し、そうした中でも大声を出して逃げる、その声を出すことの大切さ、また防犯ブザーを鳴らすことの大切さについて子どもたちに指導を行っているところでございます。練馬区でも連れ去りの実際の被害はないのですが、不審者に遭遇したり声をかけられたり、ついておいでと言われたり、そういったときに子どもたちのできる行動としましては走って逃げる、そうした場合に24時間営業のコンビニエンスストアやひまわり110番の家など様々な所に逃げて被害にあっていないというような状況がございまして、一定の成果は挙げられていると、思っているところでございます。

また、学校評議員につきましては、各学校で学校評議員の皆様にお集まりいただきまして、実際の地域の声や町会の声、地元地域で子どもたちがどのように生活しているのか、また、子どもたちの安全・安心に関しまして不安に思っていること、また、学校だけではなく、町会・地域と連携してどのようなことができるのか、そういったことについて話し合いを行い、また、学校からもお願いできることはお願いしている、そのような橋渡しの役を担っていただいているのが現状でございます。ですから、集まっていただいて話をお伺いしながら、また学校からもお願いしているというところで、役割を担っていただいているところでございます。

(委員)

私は頼まれて、学校評議員という役を拝命しておりまして、数年前に教育委員会主催で学校評議員会の研修会がありました。大変いい会で考えが深まりました。そういった研修をもとに、学校評議員は学校に顔を出して、教育課程の届出や生活指導の資料等が提出されていてそれを目を通して私どもは質疑応答を活発にしたり、それから、学校の学力調査についても全国、都、文科省からこれもいろいろ示していただいて、どうしたら学力は上がるのだろうかといったようなこと等を教務主任と生活指導主任の先生とももちろん校

長、副校長とが出て来られて、そういうような話し合いをして、実践化を図っています。体力では東京都が劣っていて恥ずかしいなど、私たちの時は暴れん坊ばかりで体力なんか有り余っていたけれども最近体力がなくなってしまったというような話も出たりして、学校ともいろいろ工夫してこういうような形で実践しましたらこんなふうになってきましたというようなご報告も受けたりして、大変前向きな姿勢で私ども評議員は活動しております。ただ、学校要覧に学校評議員も掲載した方が良いのではないかなというようなことの発言がありまして、それでさっそく学校要覧にはしっかり5人の委員が記載されているということで、顔が見えるような形になっているというのが、私の把握しているところの、私どもの地域の学校の状態です。

もう一ついいでしょうか。このスケジュール表ですけれども、スケジュール表がここに示してありまして、第2回が1月28日というのはよくわかりました。今日の前にこの第1回の通知文を頂戴したのは2週間前でした。昨年度を見ますと、3週間前には通知文が届いていました。それで、私はまだ年を取ってもいろいろなことをやっております、私どもは現在1年1年の年度計画というものを立てます。今日配られた策定スケジュール(案)というので本日7月29日から9月、12月、1月28日といった計画が資料で示されておりますが、こういったものが先にいただくと、年度計画を立てやすいわけです。私の菩提寺の泰山参拝旅行が年度当初計画されておりましたが本日と重なり、参拝のみで、旅行は不参にしても、30分遅れました。これはやはり年度当初に立てた年度計画というのは変えられないからです。500戸の檀徒さんを背負っているものですから。

そういうわけで、年度計画は示せないにしても、少なくとも通知到着から会議開催まで1月やそこらはないと困るのではないだろうかと思えます。まして、今回は2週間しかありませんでした。他の予定をキャンセルはできません。ぜひそういうことをお願いします。それから昨年度の2回目も水曜日に開催されましたが、事務局の方では頭を下げましたけれども、小学校・中学校、幼稚園も含め、大体もう共通になっているかどうかは知りませんが、慣例として、水曜日は職員会議などの重要な会議をやっています。それを知らないことは恥ずかしい事です。そういう水曜日に設定しては、一番の主人公である学校の校長先生は出席できません。学校というところに配慮していただきたいです。

私もやっていますけれども、区長さんが一所懸命区報で旗を振っています。私は素晴らしいメッセージだと思って、この『5階の窓から』を読んでアンケートに答えました。やはり特に言いにくいことを言いますけれども、当事者意識、現場意識を持ってもらいたいです。原発等とは少し違うと思えますが、原発だって当事者意識、現場意識を持てばもっと被害は減っていくはずなんです。この会でもやはり青少年の育成に皆様の時間も技術も擦り減らしてもらって、尽くそう、尽くそうと思って献身と奉仕という大きな柱を立ててやっていただきたいと思えます。そのことを、区長さんはしっかりと第3回の『5階の窓から』で言っておられます。こういうようなことをぜひ、具現化したいものです。

(議長)

ありがとうございます。いくつか課題がございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ただ今、日程に関して非常に厳しいご意見いただきました。水曜日の日程設定につきましては、学校行事の考慮ということで、前回はお叱りをいただきましたが、今回については学校が夏休みに入っているということで、他の日程の関係からやむなく水曜日を設定させていただきました。けれども、いただいたご意見については十分に事務局としても受け止めまして、学校行事の関係も十分考慮したうえでの日程設定を今後とも引き続き気を付けてまいりたいと考えております。それから、この第1回の開催のご連絡につきまして、2週間前ということになってしまったことにつきましては、改めて皆様に様々なご予定がある中で開催通知が遅くなったことについては深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。次回のご連絡につきましては、速やかに通知ができるようにと努めてまいりたいと思います。次回の青少年問題協議会の開催につきましては、来年平成28年1月28日木曜日の午後2時から、同じ会場の練馬区役所本庁舎20階この交流会場で開催を予定してございます。12月中には改めて開催文書を送らせていただきます。本当にいろいろなご予定がある中、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

(委員)

情報提供として一つ今思ったのですが、ひまわり110番について、実は介護事業者1,550事業者を練馬区は持ってありまして、ぜひともこのステッカーを福祉の分野である事業者の方に事業者連絡会というのが組織されておりますので、その会場の方にアポを福祉部とぜひともお取りいただきまして、事業所は全部福祉関係は現場には必ず職員がおりますので、そういう所でぜひともこのステッカーを活用されますとかなりのセーフティケアができるかと思っておりますので、そのところはぜひとも効果的に努めていただきたいとお願いいたします。

(事務局)

今現在でも各福祉の事業所の方と連絡を取りながらステッカーを貼っていただいている所もございます。今いただいたご意見も参考にしながら、取組に協力をしていただけるのかを内部で検討していきたいと思っております。

(委員)

ご質問がありました、ひまわり110番の形骸化の怖れについて、現状のご報告というのを少しだけさせていただきたいと思いますが、各校で2年前の大泉第一小の事件の後に全て洗い出しをしようということで各校のPTAでひまわり110番がちゃんと動いているの

かどうかを、実際昼間、子どもたちが帰る時間に人がいるのかということをチェックしようという動きをしております。なおかつ、いろんな研修をしまして、実際にひまわり 110 番のシールが貼ってあると子どもがわかっているのかということが一番の問題で、ひっそり貼ってあってそこがそうだったということに子どもが気が付かないということがあるので、なるべく今後は子どもたちが手紙を書いて集団下校の時にそこを保護者と一緒に回ってどなたが住んでいるのかを顔を見てお手紙を渡してありがとうございますと言って、向こうのひまわり 110 番の方もこの子どもたちが来るかもしれないんだという認識を持ってもらうというような活動を始めています。それを各校広げてステッカーの貼ってある所に駆け込めるといような形を作ろうと小P連の方では動き始めています。

それと、駆け込み訓練の話もありましたが、去年は豊玉東小で、今年も別の学校で駆け込み訓練を実証でやってみようということになっておりますので、大人が犯人役というか変質者役になって、子どもたちに「きゃー」という声を出させたりとか、そこに駆け込むという練習もするというのが、これも実際にやってみないといけないというのが避難訓練と同じでやってみようということになっているので、もう少しずつ実績を積んでいろいろなやり方があるんだなあということをやってみようかなと考えております。

(議長)

ありがとうございます。小P連、いろいろ取り組んでいただいて。

(委員)

防犯ブザーの子どものいたずらがすごく多いです。毎日聞こえてきます。で、一応鳴るとやっぱり心配ですから、そちらの方角見てはいますけれども。小学校1年生、ランドセルに黄色いカバーを付けた小学生がはいくら注意をしても、本人を捕まえて言っても、いたずらが直らないですね。とにかくあのいたずらをやられますとね、大人の方はやっぱり気にして、またいたずらかということになりますので、これだけはやっぱりきちっと守らせるようにしてほしいと思います。

(委員)

狼少年にならないようにというのはよく言って、反対に今度は電池が切れている子供も多いので、月に一回はブザーが鳴るかどうかチェックするというのも学校や家庭の方にお願ひしてやってくださいというようにしています。

(議長)

いろいろきめ細かくありがとうございます。私が携わっている学校は豊玉東小学校ですが、駆け込み可能を示すステッカーを貼ってあるだけで抑止力になります。ですから、貼ってあるステッカーの数が多い方ではないかと思ひます。貼ってあると、黄色いから目立ちます。そういう意味でももっと多くの方のご協力をいただければと思ひます。

他によろしいでしょうか。なにかございますか。

(委員)

うちのすぐ近くの小学校では、毎年年度が替わるごとにPTAの校外さんの役員さんが、また今年もひまわり 110 番をお願いできますかということで、回ってきてくれるので、いいですよと返事をするようにしていますが、いつも毎年そういう風に回ってきてくれるんですね。きちんと使ってもらってるんだなと学校側も、私たちの側も、安心した気持ちでいられます。

(委員)

中学校の立場から言わせていただきます。育成活動方針の話に戻りますが、中学生はこれを小学校6年間ずっと1年間に1回いただいていますので、これに慣れすぎています。ましてやこれは小学生向けですよ。感覚的に、俺には関係ないという感じになってしまいます。できたら小学校と中学校と違うものを考えていただくとか、それもちょっと視野に入れていただきたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。それでは検討ということで、小学校バージョンと、中学校バージョンと検討をお願いします。

よろしいでしょうか。

いろいろ本当に意見をありがとうございます。検討材料が随分増えてきています。皆様のご活躍を心から応援しております。本当に子どもたちのためにありがとうございます。

これで、平成 27 年度第 1 回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。長い時間、ありがとうございました。